

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和46年度1年分の国民年金保険料は未納とされていたところ、領収書が出てきたことにより、社会保険事務所で納付済みと訂正されたので、それと同様に、昭和50年1月から同年3月までの期間の保険料についても、私が必ず納付しており、社会保険事務所の記録漏れではないかと思われるため、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、昭和53年4月から61年3月までの期間は付加保険料を含めて納付しているなど、国民年金制度の関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立期間は任意加入期間でその前後の期間は納付済みとなっている上、申立人の夫は継続して同一企業に勤務し、経済的に安定していたものと考えられ、申立期間についてもその前後の期間と同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年11月まで
② 昭和47年12月から48年12月まで
③ 昭和58年1月から同年3月まで

昭和46年6月から47年11月までの国民年金保険料は、A区B出張所の窓口にて特例納付で3万円から4万円納付し、同年12月から48年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の保険料は、夫婦一緒にA区B出張所の窓口又はC銀行D出張所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間であり、その前後の期間の記録は納付済みとなっており、昭和49年1月以降の国民年金加入期間は、申立期間③を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度も利用しているなど、申立期間③当時の国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえるので、申立期間③の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日は昭和47年12月30日である旨が記載されていることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、特例納付もすることができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和51年1月ごろの時点では、申立期間②のうち47年12月から48年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

昭和47年12月から48年12月まで及び58年1月から同年3月までの国民年金保険料は、夫婦一緒にA区B出張所の窓口又はC銀行D出張所で納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、その前後の期間の記録は納付済みとなっており、昭和49年1月以降の国民年金加入期間は、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度も利用しているなど、申立期間②当時の国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえるので、申立期間②の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和51年1月ごろの時点では、申立期間①のうち47年12月から48年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで
私の母親が、A県のB町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は私がC銀行D支店で納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度に20歳時から加入し、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、種別変更及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心は高く、保険料の納付意識も高いことがうかがえる。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られず、申立期間についても、その前後と同様に納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は昭和38年1月から43年12月まで双子の弟と同居し、自営業を共同で営んでおり、弟が私と弟自身の国民年金保険料二名分を納付していたが、弟の申立期間の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の弟の事業を手伝っており、申立人の国民年金保険料はその弟が納付していたと主張するところ、申立人が国民年金手帳を管理していた弟と同居した経緯等、申立内容に特段不自然さは認められない。

また、申立期間については、12か月と短期間であるとともにその前後の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の居所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の弟は、申立期間の保険料が納付済みである上、申立人の弟から、「申立期間について、兄の保険料を含めて二名分を納付していた。」との証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

昭和40年2月か同年3月ごろ、A区役所から38年8月からの国民年金保険料が未納となっていると電話連絡があり、B銀行C支店で申立期間①及び②の保険料を一括納付した。その後、区の職員から保険料が振り込まれ、以後滞ることなく保険料を納付すれば満額の年金が受給できるとの電話連絡があったのに申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を継続的に納付しており、年金制度に対する意識が高かったものと考えられるとともに、申立期間を除き60歳になるまで保険料をすべて納付済みであり、途中からは、前納制度を利用しているなど、保険料の納付意欲も高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和40年2月か3月ごろ、区役所から38年8月からの保険料が未納となっている旨の連絡があり、銀行の支店から保険料を一括納付したと主張しているところ、申立期間①は8か月、②は9か月と比較的短期間であり、申立内容にある当該銀行の支店が、申立期間当時既に存在しており、申立人が保険料を過年度納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、納付記録をみても、当時は3か月ごとに保険料が納付されていたが、申立期間①は8か月となっており、その納付周期と合致せず、不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、会社を退職後、A役場で国民年金に加入し、国民年金保険料は滞ることなくきちんと納めていた。年金のことが問題となったので、自分の年金記録を調べてもらったところ、1か月だけ記録が無いと知らされた。平成2年5月分の保険料を納めていなかったのなら、何故、何の連絡も無かったのか疑問であり、納付したはずの保険料が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職直後から平成8年3月に第3号被保険者となるまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料を納付し続けており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間の前後は長期間納付済みである上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間前後は現年度納付していることが確認でき、申立期間の1か月だけを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料月額とほぼ一致しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

私は知人に勧められ、A市役所で昭和47年12月に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、加入手続の際に同市役所国民年金課で納付したと思う。私は、夫が転勤の都度、転居先の市役所で国民年金の納付記録を確認しており、各市役所で私の年金記録に未納が無いことを確認し安心していた。私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の発行日(47年12月9日)とも符合し、申立人が加入した動機を踏まえると、加入直後の申立期間の国民年金保険料を未納にしていたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金加入後の昭和48年4月から第3号被保険者となる前月の61年3月まで保険料を納付し続けている上、昭和48年度の保険料は前納し、保険料改定による不足分(1,050円)も追納するなど、納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料(4か月分)にほぼ一致し、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月及び同年 6 月

私は、昭和 50 年 12 月ごろ、A 市で国民年金の任意加入手続を行い、B 市に転居した当初は納付書により保険料を納めていたが、58 年ごろから口座振替で保険料を納めていた。58 年 5 月及び同年 6 月の保険料が引き落とされていなかったとの知らせは無く、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月 11 日に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、第 3 号被保険者になる前月の 61 年 3 月までの期間の保険料を納付し続けている上、夫が厚生年金保険の被保険者でなくなった 62 年 4 月からは、第 1 号被保険者として 60 歳になる前月の平成 12 年 2 月までの期間の保険料を納付し続けていることから、納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険庁の電算記録により、昭和 59 年 12 月 6 日に過年度納付書が作成されたことが確認でき、その作成時期から申立期間に係る過年度納付書と推認でき、申立期間が 2 か月と短期であることを考え併せると、納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は任意加入期間でその前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

昭和45年7月から46年3月まで国民年金保険料が未納となっているが、A区の集金人に保険料を確かに納付した記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年*月に国民年金の被保険者資格を強制で取得後、結婚後も任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで、申立期間を除いて国民年金保険料を納付し続けており、夫が厚生年金保険の被保険者でなくなった際の種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、A区のアパートに集金人が集金に来ており、その集金人に申立期間の保険料をまとめて払い、「昭和46年4月から納付方法が変わり、これが最後の集金だ。」と言われたと述べているところ、A区において印紙検認方式から納付書方式に変更されたのは昭和46年度で、それまでは集金人もいたことを確認済みであり、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間前後において、保険料が未納となるような生活状況の変化が認められないことから、申立期間は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年8月2日まで

私の平成8年2月から11年7月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。標準報酬月額が訂正されていることについては全く心当たりが無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、平成11年8月2日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、同月23日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、8年2月から11年7月までの期間について59万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚が「申立人は一貫して営業部門を担当しており、社会保険事務を含めた経理及び会社経営にかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年1月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年12月1日から10年1月1日まで

私は、A社を平成9年12月31日付けで退職し、12月分の給与から、厚生年金保険料を引かれていた。申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証、給与支給明細書の写し（平成10年1月分）及び預金通帳の写しにより、申立人は、昭和57年3月21日から平成9年12月31日に離職するまでの期間、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、A社は、休業を理由に平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その約6か月後の10年5月15日付けで、申立人の被保険者資格喪失日に係る記録が同年1月1日から9年12月1日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所においては、平成10年5月15日付けで、18人が9年12月1日に資格喪失した旨の処理が行われた上、申立人のほかに17人の資格喪失日に係る記録が9年12月1日に遡及して訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日の記録訂正は有効な

ものとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初の記録どおり10年1月1日であると認められ、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成9年11月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月1日から42年1月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間のうち、昭和41年12月1日から42年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月1日から41年12月1日までの期間及び43年12月3日から44年6月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から41年12月1日まで
② 昭和41年12月1日から42年1月1日まで
③ 昭和43年12月3日から44年6月1日まで

私は、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所で確認したところ、A事業所に勤務した昭和36年4月1日から41年12月1日までの期間及びC事業所に勤務した43年12月3日から44年6月1日までの期間については、脱退手当金が支給されていると言われたが、脱退手当金の対象期間にD事業所の3か月が含まれていないし、私が脱退手当金を請求した場合は、D事業所の加入期間を含めて請求したはずであり、脱退手当金を受け取ったことについて納得できない。

また、私はA事業所には、昭和41年12月31日まで勤務していたのに、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間が同年12月1日までとなっており、1か月抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び人事記録並びに事業主回答から判断すると、申立人は、申立期間

にA事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①及び③については、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された女性のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人だけであることから、申立人の委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合は、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間①及び③の厚生年金保険の記号番号は同一番号となっているが、申立期間③より前の記号番号は別番号で、かつ、3か月と短期間であることから、失念した可能性がある。

さらに、申立期間③の月数は、6か月と短く、申立期間①と合算することにより初めて脱退手当金の受給資格を有すること、及び申立期間①及び③の記号番号が同一であることから、脱退手当金の請求を申立人自らが行った可能性を否定し得ない。

加えて、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和44年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立期間①及び③の被保険者期間は、同一の記号番号で管理されているところ、申立期間③後の4回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号であり、かつ、申立期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

なお、申立期間③の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入していないことから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和39年4月から40年3月までA社に勤務していた。厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、40年2月までが加入期間であるとの回答をもらったが、当時の失業保険被保険者離職票によると離職日欄に同年3月31日と記載されており、同年3月までが厚生年金保険の被保険者であるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主への照会回答書から判断すると、申立人は、A社に昭和40年3月31日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、失業保険被保険者離職票及び昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年2月から同年9月までの標準報酬月額の記録を47万円、同年10月に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年11月30日まで

社会保険事務所職員から、私の平成5年2月から同年10月までの期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して8万円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、40万から45万円ぐらいの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月21日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録が5年2月から同年9月までの期間については47万円が8万円に、同年10月については44万円が8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、昭和61年9月19日からA社の取締役であったことが当該事業所の商業登記簿謄本から確認できるが、申立人は、「事業主から名前だけと頼まれて取締役に就任したが、退職前に取締役退任届を提出した。」と述べており、同社の経理担当職員も「申立人が役員であったことは知らなかった。」と供述している上、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることから、申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年2月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 19 日から 42 年 5 月 17 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された女性のうち脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであることから、申立人の委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 42 年 5 月 17 日となっていることから、脱退手当金の請求は、資格喪失日以降に行われたと考えられるが、申立人の当該事業所における雇用保険の離職日は、同年 2 月 28 日であること、及び事業主の親族の証言から申立人の退職日が同年 3 月 29 日以前であると考えられることから、申立人が脱退手当金の裁定請求書を適切に記入し提出することは困難である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和 42 年 12 月 13 日に支給決定がなされているところ、申立人は、同年 5 月に婚姻し、改姓しているが、上記名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は旧姓のままとなっており、申立人が脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から同年12月30日まで

私は、A区Bに在ったC社に平成7年2月1日から9年12月30日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたが、今般、D社会保険事務所から、同年8月1日から同年12月30日までの標準報酬月額が当初の28万円から11万円に減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、28万円と記録されていたが、C社が適用事業所でなくなった平成9年12月30日より後の10年2月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年8月から同年11月までの期間について28万円から11万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により申立期間当時監査役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人については、当該事業所の法人登記に必要な役員の人数が足りなかったため、名義上、監査役として登記しただけである。」と述べており、申立人も「監査役としての業務に従事したことは無く、担当業務は、伝票整理及び雑務に限られていた。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、28万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月18日から6年7月30日まで
社会保険庁の記録では、平成5年11月から6年6月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年7月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年8月8日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録が22万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は無く、元事業主が、「申立人は雑用と経理事務の手伝いをしていただけで、社会保険事務を含めた会社経営にはかかわっていない。」と証言していることから、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年10月から7年9月までは20万円、同年10月から8年2月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から平成8年3月31日まで
社会保険庁の記録では、平成5年10月から8年2月までの厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が11万円となっているが、当時の月給は20万円くらいであったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その2か月後の同年5月30日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録が5年10月から7年9月までの期間については20万円から11万円に、同年10月から8年2月までの期間については22万円から11万円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人はA社で経理事務を担当していたが、複数の元同僚の証言により、業務の実態は社長の指示・命令に従い日々の雑費等を記帳する日記帳の管理をしていただけで、社会保険事務を含めた経理及び会社経営にはかかわっていないと認められることから、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年10月から7年9月までは20万円、同年10月から8年2月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月15日まで
平成8年10月から9年3月まで、私は約30万円以上の月給をもらい、保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が9万2,000円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。
私は、A事業所（現在は、B事業所）の理事でなく、標準報酬月額が引き下げられていたことも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する34万円と記録されていたが、A事業所が適用事業所でなくなった日（平成9年4月15日）より後の同月18日付けで、8年10月1日から9年4月15日までの標準報酬月額が9万2,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられている上、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられている者が複数確認できる。

また、当該事業所の回答及び申立人の供述から、申立人は、理事ではなかったことが認められる上、当該事業所の給与台帳に記載された給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に相当するものであったことが確認できる。

さらに、当該事業所を所管していた社会保険事務所には、当該事業所に係る資料が残されておらず、申立人が標準報酬月額を遡及して引き下げる手続に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事

務所に当初届け出たとおり、34 万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 42 年分給与所得の源泉徴収票に記載があるとおおり、私は、A社に同年 7 月 31 日まで勤務しており、社会保険庁の記録において資格喪失日が同日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する源泉徴収票により、申立人はA社に昭和 42 年 7 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 6 月の社会保険庁の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により申立人の資格喪失日が昭和 42 年 7 月 31 日と届け出られたことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本店における資格取得日に係る記録を昭和57年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月17日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、平成14年3月31日に退社するまで継続して勤務しており、申立期間において同社C本店からB本店へ転勤したが、この間の記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した経歴書、D社健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和57年5月17日に同社C本店から同社B本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年6月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社B本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和57年6月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年9月から同年11月までの標準報酬月額は、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から49年4月1日まで
② 昭和53年6月21日から同年12月31日まで
③ 昭和54年9月30日から同年12月27日まで
④ 昭和60年1月から62年3月1日まで

私は、申立期間①、②及び④について、B社、C社及びD社へそれぞれ勤務していた。年金記録をみるとこれらの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので記録を訂正してほしい。

また、申立期間③について、A社を退職したのは、昭和54年12月26日であり、資格喪失日が同年9月30日になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を含めて昭和54年3月1日から同年12月26日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）により、同社が昭和55年3月18日付けで54年9月30日に遡^{そきゆう}及して適用事業所でなくなる旨の処理を行っていることが確認できるところ、申立人の資格喪失日が、当初、54年12月26日（喪失の受付年月日は55年1月12日）と記載されていたものを、55年3月18日付けで54年9月30日に遡及して訂正されていることが確認できる上、

申立人と同様に、資格喪失日の訂正又は算定取消処理が行われている者が多数確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失日に係る記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、訂正前の当初の記録のとおり昭和54年12月26日であると認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間に係る社会保険事務所の記録から、昭和54年9月については、24万円に、同年10月及び同年11月については、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、元同僚の証言により申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い。

また、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、B社は、昭和49年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②のうち昭和53年9月11日から同年12月30日まではC社に勤務していたことが確認できるが、それ以前から勤務していたことをうかがえる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するC社の被保険者名簿において、申立期間②に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、C社は、昭和57年3月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡がとれないことから、申立期間②当時の勤務実態は不明である上、当時の同僚も連絡先が不明であり、同社の関係者に聴取しても、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④については、複数の元同僚の供述により、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和61年5月1日であり、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿において、同日に資格取得した9人の中に申立人の名前は無い。

また、申立人は、D社に昭和62年2月ごろまで勤務していたと主張しているが、申立人が次に勤務したE社において、61年10月2日に雇用保険加入の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の同社における勤務期間についての記憶があいまいである。

さらに、D社は、平成5年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、申立期間④当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から51年3月まで
社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、新聞で10年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、昭和54年ごろ、妻が一括で納付したはずであり、未納と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年に約10年間の未納分を一括納付したと主張しているが、一括納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっている。

また、申立人本人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料納付の具体的な状況等が不明である。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から平成 5 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から平成 5 年 2 月まで

私の国民年金が未納と記録されている昭和 59 年 6 月から平成 5 年 2 月までの期間は、自分の店を開店し繁盛していたので経済的にも困っておらず、売上を毎日集金に来ていたA信用金庫の職員から「未納の部分があるので納付できる部分は払った方がよい。」と言われて、過去の未納分も含めて納付したはずであり、一緒に国民年金保険料を納付していた妻の 59 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び 61 年 6 月から平成 5 年 2 月までの期間は納付済みとなっているのに、私の記録が未納になっているのは納得がいかないので記録の訂正をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A信用金庫の職員に「国民年金保険料の未納分がある。」と言われて保険料を納付したと主張するが、同信用金庫には申立人等の国民年金の納付記録が無いので、未納者に対する納付勧奨をすることは考え難く、申立内容が不自然である上、同信用金庫は既に経営破綻しており、申立期間当時の状況等の聴取はできない。

また、申立人には申立期間以外にも未納又は未加入期間が散見され、申立期間は、厚生年金保険被保険者資格喪失後から国民年金申請免除の期間に挟まれた期間で、妻の納付状況とは異なっている上、8年9か月もの長期にわたり保険料の収納記録が欠落しているとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から41年3月まで

私は、昭和39年10月に結婚したとき、独身時に加入していた厚生年金保険を脱退してしまったが、婚姻届を出す時に5年間さかのぼって国民年金に加入できると聞いた。厚生年金保険を脱退したことを大変後悔していたので、私は後日夫と一緒にA区役所に行き、5年間さかのぼって二人分の国民年金保険料を一括納付した。保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に昭和39年11月から40年ごろA区役所で、5年間さかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、国民年金手帳の発行日から加入手続を行ったと推認される40年10月の時点では、申立期間のうち38年6月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、その当時は、特例納付制度が実施されていないことから、5年間さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって一括納付したとする時期及び納付状況について、結婚後間もないころ（昭和39年11月から40年初めごろ）に区役所で受け取った納付書で納付したと申述している一方、国民年金の加入手続を行う前で、国民年金手帳を所持していなかったとも申述しており、申立内容には不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和47年に、離婚後、いつごろであったか忘れたが、老後のことを考え、国民年金に加入したいとA市役所に連絡したところ、女性職員が「集金に伺います。」と答え、男性職員が集金に来て、10万円ぐらいを納付したが、領収書は受け取らなかったことを記憶している。国民年金が始まった時から納付したはずなのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の送付年月日及び前後の任意加入者の加入時期から、昭和50年10月に払い出されたと推認できるところ、この時点において、申立人の50年4月から60歳到達までの国民年金保険料の納付可能月数は205か月であり、国民年金の受給資格を得るのに必要な300か月を充たすためには50年4月以前の保険料を95か月納付する必要があることから、申立人は特殊台帳に記録されている42年4月から50年3月の期間について特例納付及び過年度納付を行ったものと考えるのが自然である。

また、第2回目の特例納付期間において、申立期間を含む昭和36年4月から50年3月までの過年度納付及び特例納付に必要な金額は申立人が納付したと申述している10万円程度とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年5月まで

私は、昭和48年に会社を退職し、個人でA事業所を経営していたが、妻に「国民年金に加入したら。」と勧められ48年か49年ごろ、妻がB区役所で加入手続を行い、薄茶色の年金手帳を受け取り、国民年金保険料は区役所か郵便局で納付した。加入後に、C市に引っ越したので、2、3か月しか納付してないと思うが、妻がはっきりと憶えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の妻が行ったとしているが、妻の記憶が不明確なため、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明であり、保険料は2、3か月しか納付していないと申述しつつ、申立期間は33か月となっているなど申立内容が曖昧である。

また、申立人について、他の国民年金手帳記号番号の有無を確認するため誤読の可能性のある数十種類の氏名での検索を行ったが、手帳記号番号が払い出された記録は一切見当たらず、申立期間に厚生年金保険の加入期間も含まれ、申立人の主張には、不自然さが見受けられ、申立期間以外にも複数の未加入期間がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和39年10月に婚姻届を区役所に出したとき、5年間さかのぼって国民年金に加入できると聞いた。39年11月から40年ごろ、私は妻と一緒に区役所に行き、5年間さかのぼって二人分の国民年金保険料を一括納付した。保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と共に昭和39年11月から40年ごろA区役所で、5年間さかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、国民年金手帳の発行日により加入手続を行ったと推認される40年10月の時点では、申立期間のうち38年6月以前は時効により納付できない期間である上、特例納付制度も実施されていないことから、5年間さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって一括納付したとする時期及び納付状況について、結婚後間もないころ（昭和39年11月から40年初めごろ）に区役所で受け取った納付書で納付したと申述している一方、国民年金の加入手続を行う前は、国民年金手帳を所持していなかったとも申述しており、申立内容には不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私は、平成4年2月6日にA事業所を退職後に、国民年金及び国民健康保険の加入手続のためB町役場へ行ったところ、同月16日から次の勤務先に勤務するのであれば手続はしなくていいと言われた。次の勤務先に勤めてから何か月かして、B町役場からか社会保険事務所からかは定かでないが、郵便で9,000円くらいの国民年金保険料の納付書が届き、B町内の金融機関で支払った覚えがあるので未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた事業所を退職後の平成4年2月にB町役場に出向いたが、すぐに再就職すると説明し、国民年金の加入手続を行わなかったこと、及び再就職先での正式採用が同年3月1日であったことを認めている上、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険に加入していた平成9年に付与され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年2月までの期間及び43年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年2月まで
② 昭和43年3月から同年10月まで

社会保険業務センターから送付された被保険者記録照会回答票（平成16年2月26日付け）には、昭和42年3月31日から43年10月27日まで（19か月）の国民年金保険料が納付済みと記載されていた。

その後、ねんきん特別便（平成20年3月19日付け）には、昭和43年3月1日から同年11月1日まで（8か月）の厚生年金保険の記録が判明し、国民年金の納付済み期間が42年3月31日から43年3月1日（12か月）までに書き換えられていた。

勝手に台帳を書き換えられた上、申立期間①が未納とされ、申立期間②の重複保険料が還付されていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記録から、申立人は、当初昭和53年6月19日に国民年金に任意加入していることが確認できる一方、国民年金の「初めて被保険者になった日」が53年6月19日から42年3月31日に訂正されていることが確認でき、この資格記録の訂正については、社会保険庁の電算記録により、62年2月18日付けで処理されていることが確認できる上、平成18年11月29日付けで新たに記録が確認できた申立期間②の厚生年金保険の加入期間が追加されていることが確認できる。

以上の調査結果から、申立人が任意加入手続を行った昭和53年時点においては未加入期間として取り扱われていた申立期間について、申立人が別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けて、申立期間の保険料を納付し

たとは考え難い上、申立期間②は、53年時点で未加入だった期間が62年時点で未納期間になり、さらに平成18年時点で厚生年金保険の加入期間として判明した期間であることから、申立期間②について保険料の重複納付が行われたとの申立人の主張は認められない。

なお、申立人は、平成16年2月26日付けの「被保険者記録照会回答票」と20年3月19日付けのねんきん特別便の「年金記録のお知らせ」の記載内容に相違があり、納付記録が書き換えられていると主張しているが、申立人が納付記録と主張している月数は国民年金への加入月数のことであり、両通知において納付月数に不自然さは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から50年3月まで
申立期間については、結婚を契機に昭和45年8月ごろにA市役所B出張所で夫婦同時に加入手続きを行い、その後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が加入したと主張する45年8月前後の払出簿を縦覧したが、申立人及びその妻の氏名は無く、申立人が所持する国民年金手帳の記載から、20歳になった37年にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する加入時に交付されたとする年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色調のものであり、45年8月に加入手続きを行ったのであれば、別の色調の年金手帳が交付されたはずである上、45年ごろは、印紙検認方式による保険料の徴収が行われていたが、申立人は印紙による保険料納付の記憶が無く、当時の保険料月額についての記憶も無い。

さらに、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その妻も申立期間が未納となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 5 日から 44 年 1 月 24 日まで
私は、申立期間については、A社に勤務し、継続して厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、事業所保管の労働者名簿により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、被保険者は資格取得日順に記載されており、整理番号に欠番が無い上、申立人については、昭和 44 年 1 月 24 日資格取得、51 年 4 月 27 日資格喪失と、社会保険庁のオンライン記録と一致した記載となっている。

また、申立人は、「入社後、主人の健康保険被保険者証を使用しており、すぐに、健康保険の申請をしないよう会社へ申し出ていました。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、健康保険に加入することを希望せず、その結果、健康保険と一体加入である厚生年金保険についても、被保険者資格を取得しなかったものと推認できる。

さらに、事業主は、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況については、不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和49年10月から50年9月まで
③ 昭和50年10月から51年2月まで
④ 昭和51年3月から同年7月まで

社会保険庁の記録では、A社からB社に出向していた期間の標準報酬月額が昭和49年4月から同年9月までの期間が14万2,000円、49年10月から51年2月までの期間が18万円、本社に異動後の昭和51年3月から同年7月までの期間が20万円と記録されているが、本社に保存されている人事記録によれば、49年4月から同年9月までの期間は15万円、49年10月から50年9月までの期間は19万円、50年10月から51年2月までの期間は22万円、また、本社に異動後の51年3月から同年7月までの期間は22万円となるはずであり、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の保存する人事記録には、申立期間のうちB社における昭和49年4月1日、50年4月1日、同年9月1日及び同社本社異動後の51年3月1日、同年4月1日、同年5月2日時点での基準内賃金額（基本給額及び手当額）の記載があり、申立期間の申立人の給与の基本給額は推認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び賃金総額を確認することができない。

また、事業主は、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の関係資料の保存が無く、申立人の標準報酬月額の算出状況について不明としているほか、申立人と同種・同一賃金の労働者の存在についても確認できないと回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除や、標準報酬月額の算出状況について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る社会保険庁の記録と、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿の標準報酬月額記録は一致しており、申立人の標準報酬月額に訂正等の不合理な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 43 年 10 月 20 日まで
私は、昭和 36 年 6 月 1 日から 43 年 10 月 20 日まで A 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の業務内容等について具体的な記憶から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、商業登記簿謄本、電話帳及びインターネットの検索によっても、申立てに係る会社の存在及び連絡先が確認できない上、申立人も当時の同僚の連絡先を把握していないことから、厚生年金保険の適用等について、事業主及び当時の同僚に照会することができない。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立人が当該事業所に勤務していたとの記録は無く、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月1日から同年8月8日まで
② 昭和45年8月11日から46年3月21日まで

私は、昭和45年2月にA社を退職し、それまでの厚生年金保険加入期間分の脱退手当金を45年4月に請求し、同年6月に受給した。受け取ったお金で当時3万円くらいのカメラを購入したので良く覚えている。同年5月に別の事業所に就職した後、同年8月から再び、A社に就職し、46年3月に退職したが、このときは脱退手当金の請求はしなかった。

今回、ねんきん特別便が送られてきて確認したところ、再就職後の期間についても脱退手当金が支給されていることになっているのを知ったが、受給していないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所が保管するA社の申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 21 日から 42 年 12 月 30 日まで
私は、申立期間以前に勤務していた昭和 35 年 4 月から 40 年 4 月までの厚生年金保険加入期間について、3 万円前後の脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金は受給していない。社会保険庁の記録では、双方の期間の脱退手当金が一緒に支給されているとのことだが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月に A 社を退職した際に、過去の厚生年金保険加入期間を含め、3 万円前後の脱退手当金をもらったと主張しているが、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立てに係る B 社を含む全厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、その支給額は申立人が受給したとする額とほぼ一致し、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給していることは明らかである。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 5 日から同年 9 月 5 日まで

私は、厚生年金保険被保険者証を 2 枚保管しているが、1 枚は生年月日が昭和 16 年 11 月 17 日と誤って記載されていたこともあり、私も履歴書には 33 年 3 月に中学校卒業と誤って記載していた。そして、もう 1 枚は資格取得日が 34 年 1 月 5 日と記載されているのに、社会保険庁の記録では同年 9 月 5 日になっていることに納得がいかないため、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する「被保険者台帳の記号番号：A（数字）」と記載のある厚生年金保険被保険者証の資格取得日が、昭和 34 年 1 月 5 日と記載されていることから B 社における厚生年金保険の資格取得日を、厚生年金保険被保険者証の資格取得日に訂正するよう申立人は求めている。

しかしながら、申立人が卒業した C 県 D 市立 E 中学校の資料から、申立人が昭和 34 年 3 月 18 日に卒業したことが確認でき、申立人も中学校の在学中及び卒業直後は働いていないと述べている。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び B 社の厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は、昭和 34 年 9 月 5 日と記載されており、社会保険事務所における記録管理に不自然な点は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

なお、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証の資格取得日を、申立人が昭和 34 年 1 月 5 日と誤認した可能性も否定し得ない。

千葉厚生年金 事案 877

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 4 月 15 日まで
平成 8 年 7 月から 9 年 3 月まで、私の夫は、約 50 万円以上の月給をもらっていたが、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所 (現在は、B 事業所) が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 4 月 15 日より後の同月 18 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、47 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A 事業所の事業所長として、当該事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、当該事業所の回答及び同僚の供述により認められる。

また、申立人が亡くなっているため、本人の供述を得られず、事業所の回答及び同僚の供述からは、事業所長であった申立人の当該遡及訂正処理についての関与を否定する事情も見当たらないことから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 事業所の事業所長であった申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日ごろから 40 年 6 月 30 日ごろまで
年金記録を確認したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入した記録が無いとの回答を得たが、私は、昭和 37 年 4 月 1 日ごろから 40 年 6 月 30 日ごろまで A 事業所に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の息子の証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、A 事業所は、従業員の数にかかわらず厚生年金保険の強制適用事業所には該当しない業種であることから、当該事業所は強制適用事業所ではなかったものと推認できる。

また、事業主の息子は、「当該事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、社会保険事務所の記録でも、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの 1 年間、A 事業所（現在は、B 事業所）で働いていた。ねんきん特別便によると、45 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 2 か月間が厚生年金保険に未加入となっているが、45 年 4 月 1 日から年金に加入（資格取得）しているとの A 事業所の証明書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しにより、事業主が申立人の失業保険の被保険者資格取得日を昭和 45 年 6 月 1 日として届け出たことが確認できる上、公共職業安定所が保管する雇用保険の加入記録においても、同日に資格取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得記録とも符合する。

また、申立人と同様に、当該事業所において昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 3 人から雇用時期を聴取した結果、いずれも同年 2 月又は同年 3 月ごろから働いていたと説明していることから、当該事業所では、申立期間当時、従業員を雇用してから一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金被保険者名簿を縦覧した結果、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A 事業所では、申立人に交付した事業所長名の資格取得の証明書（平成 19 年 7 月 25 日付け）について、当時の関係資料は既に無いことから、当時の職員の口頭証言に基づき作成したものであると説明しており、申立人

が勤務していたことを推認できる資料ではあるが、申立期間における保険料控除を推認できる資料とは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 31 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和37年に入社し、同社が45年2月27日に倒産したことにより、同月28日に退職したが、同月分まで社会保険料は給与から控除されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が44年12月31日となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が昭和 45 年 2 月末日までA社に勤務していたことは推認できる。

また、雇用保険の加入記録では、事業所名は不明であるが、事業所番号からB公共職業安定所管内の事業所における「昭和 37 年 1 月 5 日資格取得、45 年 2 月 28 日離職」の記録が確認でき、同公共職業安定所はA社のあったC区を管轄していることから、当該事業所の雇用記録であると推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、A社は昭和44年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日に資格喪失している者が申立人を含め15人いることが確認できる。

また、当該事業所は既に解散し、元事業主に聴取しても明確な証言は得られず、申立期間当時の申立人の勤務実態が不明である上、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から同年12月1日まで
私の平成7年8月1日から同年12月1日までの標準報酬月額の記録が実際の給与とは異なっており、当時の給与の月額は55万円ぐらいだったので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年12月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、8年6月28日付けで申立人の当該事業所における申立期間に係る標準報酬月額の記録が、56万円から17万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の商業登記簿により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、当該減額訂正に関与していない。」と主張しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届書でなければ受け付けない。」と回答しており、申立人は、「代表者印を自分で保管していた。」と認めていることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正する必要は認められない。